

静岡県告示第440号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和元年12月24日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月24日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
一般国道	469号	富士宮市大鹿窪字道水1499番の3から	前	7.5~10.4	43.1
		富士宮市大鹿窪字道水1500番の1まで	後	8.5~11.9	43.1
県道	清水富士宮線	富士宮市大鹿窪字道水1500番の1地内	前	9.5~10.0	5.7
			後	10.0~11.8	5.7